

ごみ処理費の削減について

町内のごみは小川地区衛生組合に負担金を支払い処理しています。その金額は家庭から出されたごみの「重量」で決められています。町が平成30年度に小川地区衛生組合に支払ったごみ処理費用は約1億500万円でした。負担軽減のために、ごみ減量化にご協力ください。

剪定枝や刈草を受け入れています（新規事業）

刈草や剪定枝の受入れ施設を平成31年4月より開設しています。今までごみステーションに出して単純に焼却をしてきたごみが、剪定枝のチップ化や刈草を受入れ管理することで、役立つものへと生まれ変わります。

家庭や公共施設

家庭や地域の清掃活動で剪定枝や刈草が発生。

本庁舎（町民課） 又は第二庁舎（建設環境課）

役場で確認し、証明書を発行。
証明書を受け取る。
受入れ施設へ持ち込む。

剪定枝・刈草等受入れ施設

証明書を係員に渡す。
草や枝を指定の場所におろす。



※祝日を除く毎月第2・第4火曜日に受入れを行っています。ぜひご利用ください。

生ごみ処理容器の補助金を交付しています

対象

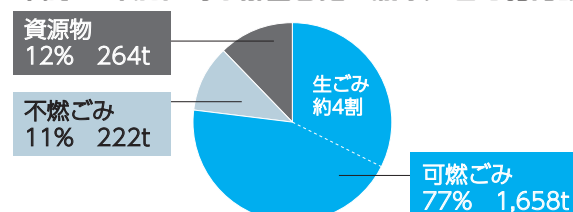
- 有効容積が10リットル以上の大きさを有する密閉式生ごみ処理容器（限度額 3,000円）
- 有効容積が100リットル以上の大きさを有するコンポスト式容器（限度額 5,000円）
- 処理能力が1日当たり1キログラム以上である電気式生ごみ処理機（限度額 20,000円）

注意

- 補助金額は購入金額の2分の1相当額となります。
- 補助金の申請はそれぞれ同一生計世帯で年度ごとに1基が限度となります。
- 電気式処理機は他のものとはあわせて申請できません。ご注意ください。

問 建設環境課環境担当 ☎ 65-0814

平成30年度に町が排出した一般家庭ごみの内訳



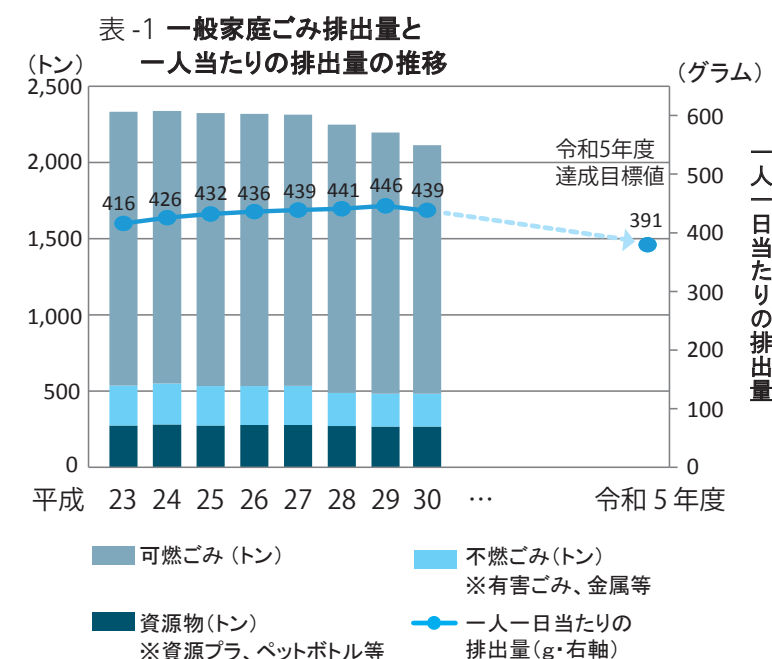
※家庭から出る可燃ごみの約4割が生ごみだと言われています。生ごみの減量がごみ処理費用の削減に大きく影響します。

ごみの減量化と資源化にご協力ください

町から排出される一般家庭ごみの現状

一人一日当たりの ごみ排出量について

平成30年度に、ときがわ町から排出された一般家庭のごみの量は、町民一人一日当たり換算すると439g（資源物を除く・推計値）で、前年度に比べ7g減少しました。町ではこの数値を令和5年度までに「391gまで削減」する目標を設定しています。皆様のご協力をお願いします。



資源物は資源として 生かしましょう

毎週水曜日、ごみステーションに出された紙・衣類・アルミ缶などの資源回収品は、平成30年度の実績では289トンがリサイクルされ、397万円の売却収入を確保できました。（表-2参照）しかし、焼却されるごみの中に、資源として売却できる新聞・雑誌等が含まれており、それらが処分費を支払って燃やされています。無駄に捨てずに資源としてぜひ生かしましょう。

